

令和6年度第1回「広島市いじめ問題対策連絡協議会」配席図

	会長	副会長	
広島人権擁護委員協議会		広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課 いじめ対策推進担当課長	
広島県社会福祉士会		広島市	
広島市医師会		広島市小学校長会	
広島市PTA協議会		広島市公立中学校長会	
広島弁護士会		広島市立高等学校長会	
広島県臨床心理士会		広島市児童相談所	
	広島県警察本部	広島法務局	
事務局	広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	広島市教育委員会 学校教育部 生徒指導課	

令和6年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会

日時 令和6年6月3日（月）

18：30～20：15

会場 中区役所6階 教育委員室

次 第

1 出席者自己紹介

2 会長・副会長選任

3 協 議

- (1) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードについて【資料2】
- (2) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

4 説 明

広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について【資料3】

5 情報交換

各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について

【配布資料】

- ・ 出席者名簿、配席図、実施要項
- ・ 資料1～3
- ・ 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

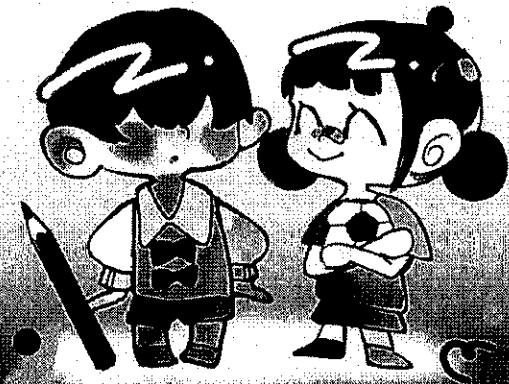
協議 「いじめ問題 24 時間電話相談窓口」カードについて

カード表

安心して
みんなが相談できる窓口です

いじめ SOS

を感じたら



24時間
いつでも

広島市青少年総合相談センター内
いじめ110番

あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です

0120-0-78310
082-242-2110

※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市のHPからも相談できるよ
「子どものいじめ」に関する情報提供窓口

広島市 子どものいじめ

検索 🔍



LINEで相談窓口

親子のための相談LINE
こども家庭庁 広島市



月～金 12:00～22:00
※土日・祝祭日・年末年始・8/6

こころのライン相談
@広島県



※土～日 17:00～22:00

その他の相談窓口紹介(電話・SNS)

厚生労働省「まもろうよこころ」

検索 🔍

カード表

電話で相談
お悩み相談窓口一覧

【広島法務局】こどもの人権110番

☎ 0120-007-110

※土日・祝祭日・年末年始
(時間外は留守電です)

月～金 8:30～17:15

NPO法人 ひろしまチャイルドライン

☎ 0120-99-7777

月～日 16:00～21:00

※年末年始

【広島弁護士会】こどもでんわそうだん

☎ 090-5262-0874

月～金 16:00～19:00

※土日・祝祭日・年末年始・GW・お盆

「0120」からはじまる
電話番号は通話料無料で
相談ができます。

【こども家庭庁】虐待対応ダイヤル

☎ 189 (いちばやく)

通話料無料 24時間いつでも

※近くの児童相談所につながります

広島市児童相談所

☎ 082-263-0694 24時間いつでも

【広島県警察】ヤングテレホン広島

☎ 082-228-3993 24時間いつでも

社会福祉法人 広島いのちの電話

☎ 082-221-4343 24時間いつでも



広島市青少年総合相談センター内
いじめ110番

24時間いつでも あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です

0120-0-78310
082-242-2110

※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市のHPからも相談できるよ
「子どものいじめ」に関する情報提供窓口

広島市 子どものいじめ 検索 🔍

LINEで相談窓口

親子のための相談LINE
こども家庭庁 広島市

📞 12:00~22:00
※土・日・祝祭日・年末年始・8/6

こころのライン相談
@広島県

📞 17:00~22:00

その他の相談窓口紹介(電話・SNS)

厚生労働省「まもろうよこころ」 検索 🔍

☎ 電話で相談窓口

- | | | | |
|---|--|--|--|
| <p>24時間いつでも 通話料無料</p> <p>【こども家庭庁】虐待対応ダイヤル
☎ 189(いちばやく)
※近くの児童相談所につながります</p> | <p>【広島法務局】こどもの人権110番
📞 8:30~17:15
☎ 0120-007-110
※土・日・祝祭日・年末年始(時間外は留守電です)</p> | <p>【広島弁護士会】こどもでんわそうだん
📞 16:00~19:00
☎ 090-5262-0874
※土・日・祝祭日・年末年始・GW・お盆</p> | <p>NPO法人 ひろしまチャイルドライン
📞 16:00~21:00
☎ 0120-99-7777
※年末年始 24時間対応はこころ</p> |
| <p>24時間いつでも</p> <p>【広島県警察】ヤングテレホン広島
☎ 082-228-3993</p> | <p>24時間いつでも</p> <p>広島市児童相談所
☎ 082-263-0694</p> | <p>24時間いつでも</p> <p>社会福祉法人 広島いのちの電話
☎ 082-221-4343</p> | <p>「0120」からはじめる
電話番号は
通話料無料で
相談ができます。</p> |

広島市におけるいじめ防止対策等の主な取組について（報告）

1 令和5年度の成果（実績）と課題について

（1） 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

令和4年3月に配付した学校・教員向けの指導資料「一認め支え合う学級の実現に向けて—支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」と、令和5年3月に配付した同ハンドブック別冊「学校実践編」の内容を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修で扱った。

また、11月に開催した生徒指導協議会において、改訂された生徒指導提要で示された4つの「生徒指導の実践上の視点」が、支持的風土を醸成する上で重要な視点であることを説明するとともに、別冊「学校実践編」に掲載している、広島市で実際に起こったいじめの事案を基にした研修資料を使って、未然防止の視点で、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組について各校の実践を交流・協議することができた。

さらに、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組においては、保護者や地域の理解・協力が不可欠であることから、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」（別添資料①参照）を、8月に広島市公式YouTubeチャンネルで公開した。

そして、年度末には、支持的風土の醸成された学級づくりに向けたハンドブック別冊「学校実践編Ⅱ」を作成した（別添資料②参照）。「学校実践編Ⅱ」では、「児童会・生徒会活動」について、各学校の取組の好事例を掲載している。具体的には、小学校の取組として、児童会が主体となって「いじめ防止カルタ」を作成したものや、中学校の取組として、生徒会が作成したいじめ防止に向けた学習の指導案を基に、各学級の代議員が教師役となって授業をするものなどを掲載している。

今後の課題としては、いじめの被害を受けた児童生徒の中には、いじめ行為が止んだ後も心の回復ができずに休みがちになったり、転出したりする児童生徒も少なくないことから、より一層、支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の充実と、MLB教育の充実が必要である。加えて、学校として適切な対応をしていたとしても、保護者が学校のいじめ対応に関して不信感を持つケースもあることから、啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはどんなもの？～」の活用を進めるとともに、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組等、いじめ防止に向けた取組を、地域や家庭に積極的に発信する等の取組も必要である。

（2） いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

いじめの積極的な認知に向けて、ICTを活用する等、アンケートの実施方法を工夫したり、アンケートと教育相談を組み合わせるなど計画的に実施したりするなどの好事例を、指導主事やいじめ対策推進教諭が、学校訪問等で収集・周知した。また、教育相談の一層の充実を図ることを目的として、教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等を行い、教育相談に係る教員の資質向上のための取組を推進した。

今後の課題としては、児童生徒全員への面談の時間の確保が困難であると感じる学校もあり、引き続き、教育相談の充実に向けた各学校の工夫を収集・周知する必要がある。

（3） ライフスキル教育・MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の充実

ライフスキル教育については、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して、学校の取組の充実に向けた好事例を収集し周知に努めたことにより、ライフ

スキル教育の年間計画を作成し計画的に実施した学校が増えている。

MLB教育については、今年度、小・中学校において全校実施することができた。また、高等学校においても、令和6年度から全校実施できるよう、指導案を作成した。

今後の課題としては、引き続き、各学校のライフスキル教育の実践事例を周知するとともに、MLB教育については、小・中学校での全校実施により明らかになった課題等を踏まえ、指導案を見直す必要がある。

(4) 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

情報引継ぎを行うに当たって、「引継ぎ対象の児童生徒の一覧を作成し管理している」など、引継ぎ資料を有効に活用している学校の事例を、いじめ対策推進教諭が全校を訪問して周知したほか、幼保小連携においては、小学校が主体となった引継ぎが概ね定着したり、小中高連携においては、年度変わりの引継ぎだけでなく、日頃から情報共有する際に、引継ぎシートの項目を意識したコミュニケーションが取れるようになってきたりしている。

課題としては、引継ぎ資料の保管の仕方や、記載内容の確認体制の構築等があり、引き続き、各校の工夫を収集・周知する必要がある。

(5) 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

各学校における取組について情報収集を行った。小学校においては、児童会が全校に呼びかけ、「クラスみんなで、いじめ防止についての意識を高め、仲を深める」ことを目的に、「㊟かないでもくもわたしもついてるよ」等のいじめ防止カルタを各クラスで手分けして作成する活動を行ったり、中学校においては、生徒会執行部が、いじめ防止の標語を募集し、校内や近くの公民館に掲示したりするなど、各学校では、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組が広まっている。

また、庚午中学校では、『BIG HEART』プロジェクトとして、平成22年度に、生徒会が中心となったいじめ撲滅宣言「なくそう」「しよう」「助けを求めよう助けよう」の3つを柱とした宣言を採択している。その後、さらに「なくそう」宣言に6つの具体的な項目を策定し、10年間この宣言を基にいじめ防止の取組を行っている。毎年、生徒総会で宣言について話し合い、生徒全員で宣言を決定している。そして、この宣言をより浸透させるため、生徒会は宣言に賛同するよう署名活動を行い、署名をした生徒には基準服に付けられる「ブルーリボン」を配付している。この取組について、文部科学省主催の「令和5年度全国いじめ問題子供サミット」において生徒会代表の生徒がポスターセッションを行った。

さらに、広島市PTA協議会主催の「いじめ問題子どもサミット『つなげる心』」では、中学生125名が参加し、「発見しづらいいじめについて、クラスメイトの自分たちはどうしたらいいのか？」というテーマで意見交流した。

今後の課題としては、各学校の児童生徒による主体的ないじめ防止の取組をより充実させるため、引き続き各校の好事例を収集・周知していく必要がある。

2 令和6年度の取組の方向性について

(1) 支持的風土の醸成された学級づくりに係る取組の推進

教職員の更なる資質向上と各学校における組織的な取組の推進を図るため、「支持的風土の醸成された学級づくり」に向けたハンドブックと、別冊「学校実践編」「学校実践編Ⅱ」を、生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で活用する。また、各学校の取組状況等についてさらに情報収集し、好事例については、令和7年度に向けて、ハンドブックの実践事例の中に加えていく。

さらに、いじめ問題対策連絡協議会が作成した啓発動画「子どもの笑顔のために～いじめとはど

んなもの?～」の活用や、保護者、地域への学校の取組の発信についての好事例を収集し、各校に周知する。

ライフスキル教育については、各学校における取組の一層の推進を図るため、これまでに蓄積した実践事例（年間計画の作成例も含む）を、いじめ対策推進教諭の定期訪問や、教育相談・支援主任を対象とする集中研修を通して周知する。

MLB教育については、高等学校における全校実施を着実に推進することに加え、小・中学校での実施において、一層充実した指導となるよう、これまでの実践を踏まえて、小・中学校で実施している指導案の改訂を行う。

（２） いじめの積極的な認知に向けた教育相談の充実

引き続き、教育相談の一層の充実に向けて、アンケートや教育相談によるいじめの積極的な認知の視点で、ICTを活用したアンケートの工夫や教育相談の年間計画等、各校の実践事例をいじめ対策推進教諭等による訪問の際に収集するとともに、収集した好事例を精選し、教育相談・支援主任を対象とする集中研修や各学校における校内研修等で共有する。

（３） 学年間・学校間の情報引継ぎの定着

本市の園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の一層の定着を図るため、令和５年度末に実施している幼稚園・保育園等から高等学校等までの情報引継ぎの実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて必要な改善を行うとともに、情報引継ぎに係る留意点等を各園・校長会で周知する。

また、引継ぎ資料の活用についての充実を図るため、学校間の引継ぎだけではなく、校内における学年間や関係教職員間での引継ぎ資料の活用について、保管方法等も含めて好事例を収集・周知する。

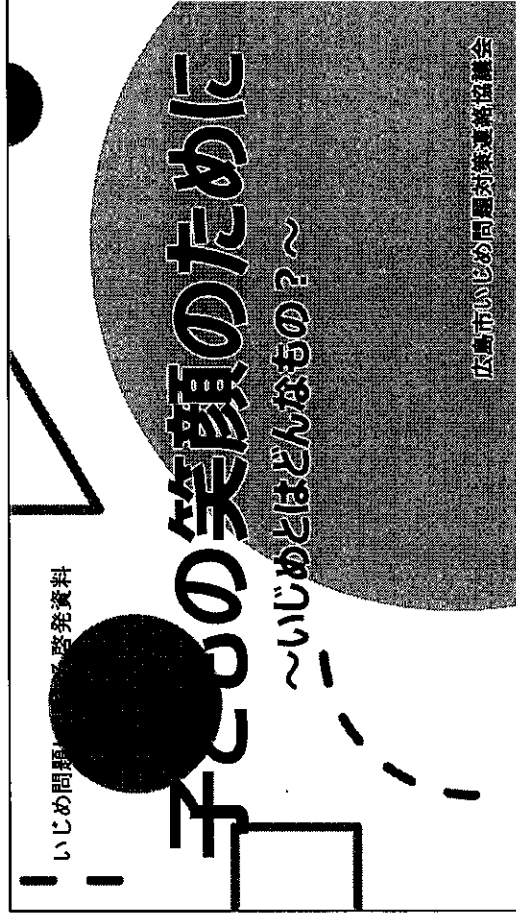
（４） 児童生徒による主体的ないじめ防止に向けた取組の充実

文部科学省主催の「全国いじめ問題子供サミット」や市PTA協議会主催の「広島市いじめ問題子どもサミット」への積極的な参加を検討するとともに、引き続き、各学校の児童会・生徒会の取組（小中連携による取組も含む）について情報収集し、好事例について周知を図る。

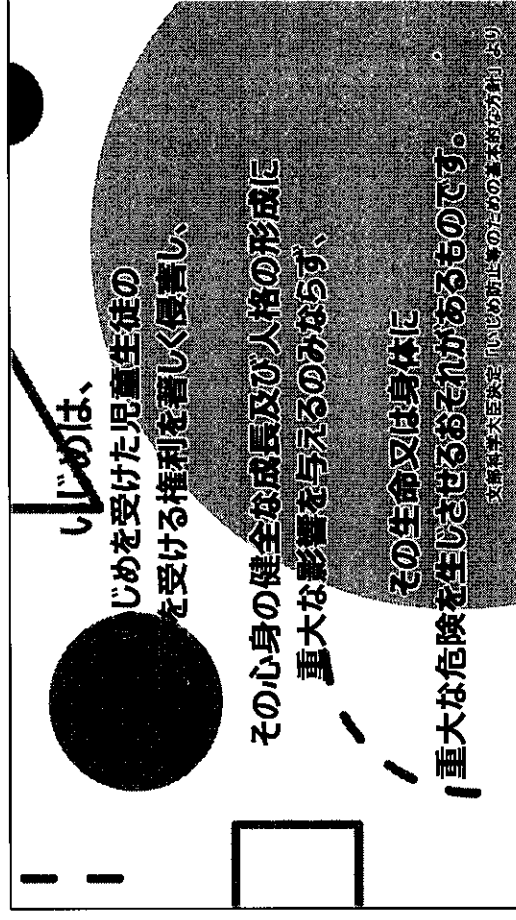
【参考】いじめ防止対策に係る学校の取組状況

取 組 項 目	取 組 内 容
（１）教員と児童生徒との信頼関係の構築	
安心して生活できる学校づくり	○ 管理職や生徒指導主事等が、「支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック」や、今年度改訂した「いじめ対応ハンドブック」を活用し、長期休業中や職員会議等、様々な機会を作って研修を行った。 ○ MLB教育に関する研修を行い、MLB教育の充実を図った。 ○ 「関わり合いをもたせる」「伝え合う」「一人ひとりを大切にする」「子ども同士の意見交流を重視する」等、各学校でテーマを決めて授業づくりに係る校内研究を行った。
教員の感性・人権感覚等の向上	○ 「教師の言葉」についての校内研修を行い、教師の発言・応答が子どもにとって重要な言語環境であることを再認識し、日頃発している言葉を振り返った。 ○ 広島修道大学の河口教授を招聘し、学校教育におけるLGBTQに係る対応について研修した。
学校の考え方等の発信・周知	○ PTA研修会において、いじめや不登校に関する研修を行った。 ○ 学校だより、校長通信、生徒指導だより等、様々な機会を通じて発信した。地域に協力してもらい、学校だより等を、地域の方に配付してもらう学校もあった。 ○ SNSのトラブルについて、入学説明会において警察官から実例に基づく留意点等を聞く時間を設けたり、保護者啓発のプリントを配付したりした。

(2) いじめの未然防止と早期発見及び適切な対応	
未然防止	○ 縦割り活動やグループ学習等で、校内で研究を進めている協同学習の考え方を生かしながら、良質なコミュニケーションの場を積極的に取り入れた。 ○ 授業中や休み時間の過ごし方など、学級内でのルールを、子どもたちに課題意識を持たせ考えさせた。
心の参観日	○ 臨床心理士を講師に招き、「相手の気持ちを考えながらの聴き方」をテーマにロールプレイも交えての授業を実施した。 ○ アナウンサーを講師に招き、国際理解やキャリア教育についての講話を聞いた。 ○ 障害者理解学習として、様々な立場の講師を招き、「心のバリアフリー」「認知症サポーター養成講座」「障害者スポーツ」等について学習した。 ○ 元客室乗務員を講師に招き、「想う心」についての講話を聞いた。 ○ その他、学校が設定したテーマに沿って、学校心理士、弁護士、助産師等、様々な立場の講師を招聘し、実施した。
児童会・生徒会	○ 児童会・生徒会を中心に、次のことを企画・運営した。 「あいさつ運動」「縦割り活動」「折り鶴づくり」「地域清掃」 ○ いじめ防止を訴える動画を作成し、全校で視聴した。 ○ 学校行事としての展示会の一部を児童会に任せ、児童会が、縦割り班による作品作りを企画・運営し、縦割り班で作成した作品を展示した。
早期発見	○ いじめアンケートを年間複数回行い、児童生徒だけでなく、保護者にもアンケートを実施した。 ○ アンケートの実施に当たり、次のような工夫を行った。 ・ アンケートの記入時間を十分に確保したり、自宅に持ち帰って保護者と一緒に記入したりできるようにする。 ・ 複数回行う中で、タブレットで実施する回や、紙で実施する回など計画的に行う。 ・ 文章完成法を取り入れ、教育相談と組み合わせる。 ・ 校内に「あのねBOX」を設置し、困ったことがあればいつでも相談できるようにしている。 ○ 年間1回、全生徒がスクールカウンセラーによる面談を受けた。
(3) 校内組織体制の構築	
組織的な対応	○ 配慮を要する児童に関する会議について、各担任が生徒の引継ぎシートを基に報告するとともに、会議後、必要に応じて加筆している。
(4) 地域との連携の推進	
情報の発信	○ いじめ防止に係る取組をホームページに掲載したり、学校だより等に掲載し、地域に配付したりした。 ○ 学校運営協議会で、校長がいじめ防止の取組等について、具体的に説明した。
地域と連携した取組	○ 公民館等の地域のコミュニティの場で、吹奏楽部による演奏会を開いたり、文化系部活動の作品を展示したりした。 ○ 体育系部活動が地域の小中学校に出向き、実技指導をする。 ○ 中学校区ふれあい推進協議会による「あいさつ運動」として、中学校区内の全児童・生徒からあいさつの標語を募集して、各校の優秀作品を選び、のぼり旗にして地域に設置した。 ○ 総合的な学習の時間の、自分たちが住む町の特色や良さを調べる学習において、地域の方をゲストティーチャーとして招き、地域の歴史、自然、行事、商店街、再開発事業などについて学んだ。 ○ 小、中、高が連携して、地域で音楽コンサートを開催した。



- 保護者の皆様。
- 皆さんは、いじめを受けたことがありますか。逆にいじめをしてしまったことはありませんか。
- 子どもたちをいじめから守り、子どもが笑顔で毎日を過ごせるようにするためには、子どもの周りの大人の協力が不可欠です。
- 保護者の皆様にも、いじめ防止対策推進法を正しく理解していただき、一緒に子どもの笑顔を守りたいと思っています。



○シートを読む

- つまり、いじめを軽く見るのではなく、どんないじめも見逃さず、早い段階でいじめを受けた児童生徒を守るようにしましようということです。

いじめは、
も、どの学校でも、起こりうるものである」
という共通認識をもち、
社会全体で、
子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、
学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。
より多くの大人が、
子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、
学校と家庭、地域がしっかりと協力していきましょう。

文部科学大臣決意「いじめ防止等のための基本的な方針」より

○シートを読む

○そのために、いじめを正しく理解し、社会全体で共通認識をもつことが重要です。

○このように、子どもの悩みや相談をより多くの大人が受け止めることができるように、広島市では関係機関が集まっていじめ問題について話し合う協議会があります。

広島市いじめ問題対策連絡協議会とは

構成組織

「広島市教育委員会」 「広島市立小・中・高等学校長会」
「広島市児童相談所」 「広島法務局」
「広島県警察」 「広島県臨床心理士会」
「広島弁護士会」 「広島市PTA協議会」
「広島市医師会」 「広島県社会福祉士会」
「広島人権擁護委員協議会」 計11機関及び団体

活動内容

いじめの未然防止、いじめの
早期発見及び認知したいじめ
への対応について協議

参考

いじめ防止対策推進法第14条第1項

令和4年度版
カードとポスター

いじめSOSを減じよう

○それは、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」です。

○計11機関及び団体で、年数回集まり、いじめを未然に防
止したり、いじめを早期に発見、対応したりすることについて協議
しています。

○私たちの活動の1つとして、子どもたちがいじめ等の悩みを相
談できる電話番号やLINE等を紹介したカードを配布しています。

○今日は、「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめについて一
緒に考えていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

トピック

- 1 いじめとは？
- 2 いじめの構造
- 3 子どもを守るために
- 4 ネット上のいじめ
- 5 いじめのサイン

○お話しさせていただく、トピックです。

○まずは、いじめは社会問題の1つとして、ニュースや新聞で報道されているのをよく目にします。そもそも、いじめとは、法律でどのように定義されているのでしょうか。「1 いじめとは？」と「2 いじめの構造」というトピックで改めていじめについて説明します。

○次に、いじめ防止対策推進法で、子どもを取り巻く大人たちがするべきことが書かれています。そこで、「3 子どもを守るために」「4 ネット上のいじめ」について、いろいろな立場の大人の役割について説明します。

○最後に、子どもをいじめから守るために、いじめのサインをキャッチし適切に対応することが求められています。

○しかし、子どもが発するサインは本当に小さなものもあります。そこで、「5 いじめのサイン」とは、どんなものがあるか、説明したいと思います。

トピック 1

いじめとは？

○まずは、「いじめとは？」です。

○平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法律の中で「いじめ」が定義されました。

いじめ防止対策推進法 第2条 より

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

行為の対象となった児童生徒が 心身の苦痛を感じているもの

○法律の言葉になっているので、少し難しいですが、要するに「（シートを読む）」は、いじめだということです。

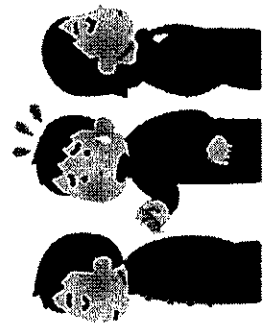
○以前は、「いじめ」を説明する際に、「弱い者いじめ」と表現されていたように、「弱い者に対して」や「継続的に」「一方的に」「攻撃」などの言葉が使われていました。

○このように、これまで「いじめ」は、その行為がどのくらい悪質かで判断されてきました。

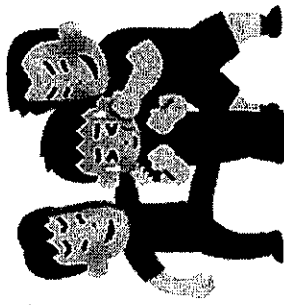
○しかし、本来学校教育においては、悪質な行為を見つけて指導することよりも、悩んだ子どもをできるだけ早く見つけてその子どもを適切に支援することが大切で、最優先で行わなければなりません。

○こうしたことから、「いじめ」は、皆さんが子どもものころとは変わってきていて、いじめを受けている子どもを守るため、子どもが何に悩んでいるのか、その悩みが小さな時から、大人が適切に悩みに気付いて支援できるように定義されています。そのため、いじめは広くらえられるようになりました。

無視をされる。



叩かれたり、蹴られたりする。

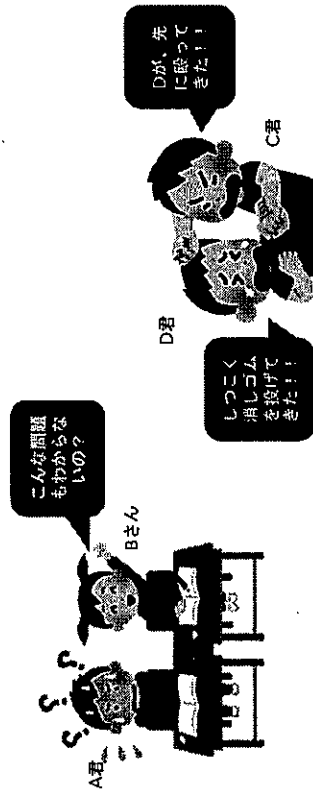


行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

○例えば、このように、「無視をされる」「叩かれたり、蹴られたりする。」というのは、その訴えがあったり、その様子を教員が見たりすれば、いじめだと認知し、対応をしています。

○まさに、これらの行為は、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」なので、いじめだと捉えて対応します。

行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの



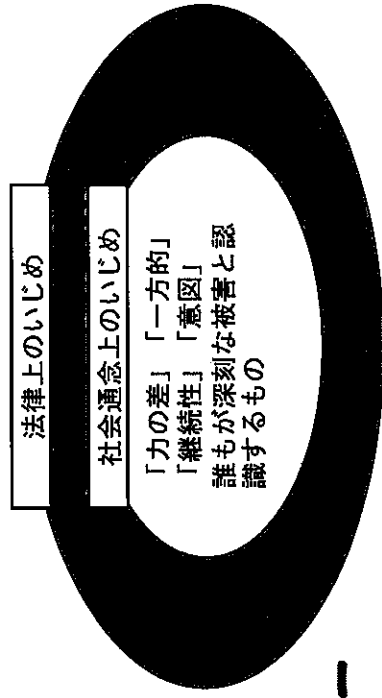
○加えて、現在、学校では、例えば、こんなものいじめではないかと積極的に認知しています。

○「授業中に先生に指名されたが答えられないA君にBさんが『こんな問題も分らないの』と言いました。A君は、ショックを受けて下を向いてしまいました。』Bさんは何気なく言ったことかもしれませんが、A君はショックを受けています。これも、いじめとして認知します。

○さらに、けんかの場合です。「C君は、D君に消しゴムをちぎって投げ、D君は何度も止めてと言いましたがC君は繰り返し消しゴムをぶつけてきました。ついにD君は頭にきてC君を叩きました。するとC君は『叩いたな』といってD君とケンカになりました。その後、担任が事情を聞くと、C君は『D君が最初に殴ってきて、嫌だった。』と話し、D君は、『C君がしつこく消しゴムを投げてきて嫌だった』と話した。両方が、叩き合ったケンカですが、お互いに心身の苦痛を感じており、双方のいじめとして認知します。

○そのほかにも、善意から行った行為、例えば、励ましのつもりで言った『もっと頑張れよ！』の声かけであっても、受け取る側の児童生徒の伝え方によっては、いじめの可能性を疑い対応します。このように、相手をつる意図はない行為であっても、いじめと認知する場合もあります。

これっていじめ？



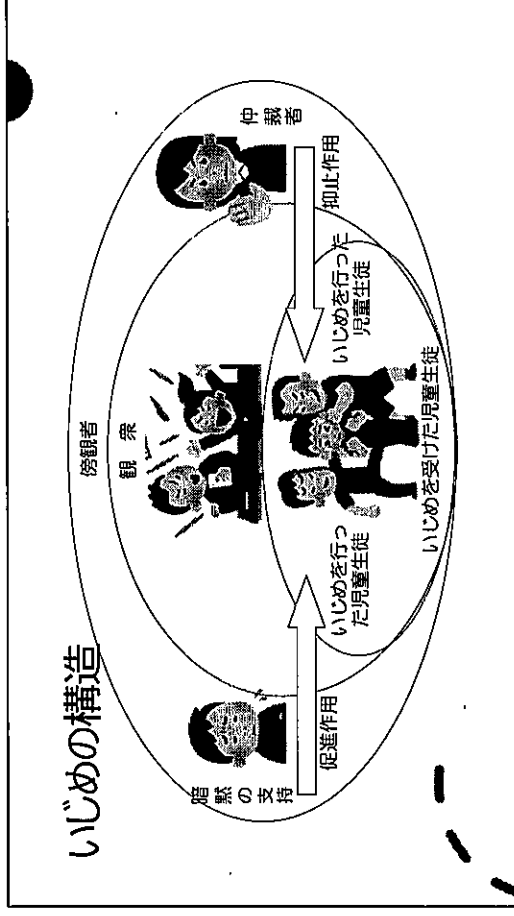
○したがって、社会通念上、「力の差」だったり、「一方的」だったり、「継続性」「意図」など、誰もが深刻な被害と認識するような行為、攻撃を「いじめ」ととらえてしまいがちですが、現在の学校では、行為を受けた子どもがどのように受け止めたかでいじめをとらえるので、広くいじめを認知した上で、いじめの取組を行っています。

○もちろん、犯罪行為に当たるようないじめの行為など、毅然と対応しなければならぬものもありますが、学校の取組においては、いじめを行った行為に対して、「いじめだ！！」と言って、その行為を行った児童生徒を厳しく指導することが取組の目的ではなく、いじめを受けた子どもが深刻な状態にならないようにすることを目的としています。

○どのような行為であっても、それを受け止めるのは子どもです。どのように受け止めるかはその人にかかりません。だからこそ、全ての大人が、広くいじめだと認知することで、いじめが、いじめられている子どもにとって、重大なことになってしまいうまうまに、いじめを受けた子どもを守り、不安を取り除くようにすることが重要なのです。

トピック2 いじめの構造

○次に「いじめの構造」です。いじめは、「いじめる」「いじめられる」の2つの視点で考えがちですが、学校では次のように考えます。

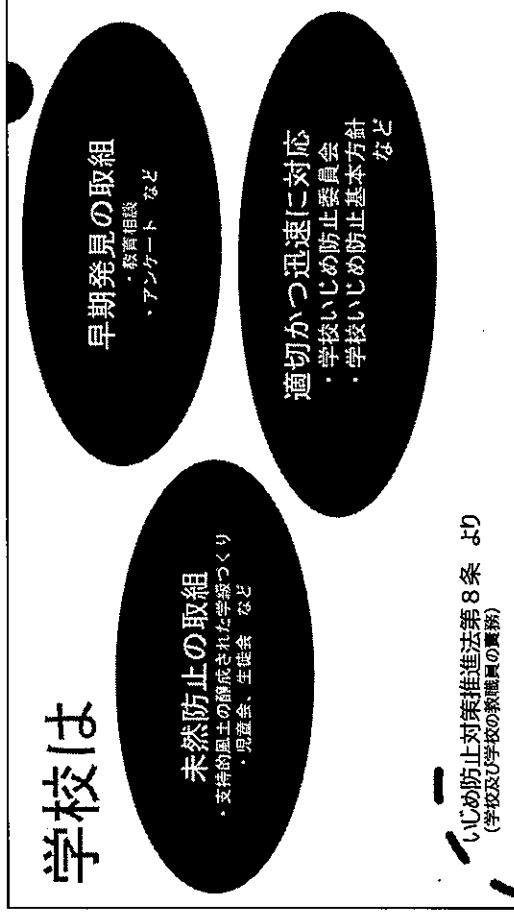


○クラスでいじめが起こったときに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒だけでなく、「観衆」と呼ばれる、いじめの加害行為やいじめを行っている児童生徒をばやし立てる者がいます。そして、その周辺にいる人を傍観者と言いますが、傍観者の中に、いじめを知っているが何もしない「暗黙の支持」と、いじめを止めようとす「仲裁者」に分けられ、合計5つの立場が存在します。○したがって学校は、いじめを認知した場合、いじめを行った児童生徒だけでなく、それをばやし立てる「観衆」、知っていながら何もしない「暗黙の支持」も、いじめに加担する行為として、指導を行うようにしています。

○そして、仲裁者が増えるように、指導していかねばなりません。



- では具体的に、いじめから子どもを守るために、何ができるのか、何をしなければいけないか。
- いじめ防止対策推進法から、子どもに関わっている大人、特に学校と保護者の役割について説明します。



- まずは、学校の役割、責務です。
- 学校では、そもそもいじめを生まない集団づくりの取組などの「未然防止の取組」、また、教育相談などで子どもたちの悩みを素早くキャッチする「早期発見の取組」、さらに、いじめをキャッチしたときの、「適切かつ迅速に対応」する取組、の3つの取組を行います。
- そして「適切かつ迅速に対応」するために、いじめ防止対策推進法では2つ定められています。
- 1つは、「学校いじめ防止委員会」の設置です。いじめに対応するのは、先生個人ではなく、組織で子ども一人一人を守るようにしています。学校には、担任、管理職などの教職員以外にも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知識を持つ職員もいます。こうした職員とも連携し学校全体で子どもを守ります。
- そして、2つめは、「学校いじめ防止基本方針」を定めることです。学校は、この学校いじめ防止基本方針に従って、いじめに対する取組を行います。
- 詳しくは、学校のホームページなどで確認してみてください。
- このように、学校では大きく3つ、「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を行います。
- しかし、学校だけで全てのいじめを解消することは難しいのも事実です。
- そこで、このいじめ防止対策推進法第8条の中で、
(クリック)

学校は

保護者、地域住民、
児童相談所その他の関係者
との連携を図りつつ・・・

いじめ防止対策推進法第8条 より
(学校及び学校の教職員の責務)

○学校は、「保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りましょう」と書いています。

○保護者との連携は、いじめの未然防止や早期発見という意味でも欠かすことができないことはもちろんですが、子どもがSOSを発信する場所は学校とは限らないので、SOSをキャッチするという観点からも、保護者や地域住民との連携はとても大切です。

○また、いじめを行った児童生徒への指導について、学校は、いじめの行為に対して毅然とした態度で対応を行います。その立ち直りに向けたサポートや保護者への助言など、学校だけでは対応が難しい場合があります。そのようなときは、児童福祉の専門機関である児童相談所等と密接に協力することが大切になります。

○さらには、事実認定や、いじめを行った児童への指導という観点から、積極的に警察と連携するようにし、場合によっては、司法関係の機関とも連携する場合もあります。

○このように、学校は、学校だけでいじめの被害から子どもたちを守るのではなく、我々、我々、関係機関と連携することで、より効果的に対応できるようにしています。

保護者は

いじめから守ってください。

いじめをしないように指導してください。

国、教育委員会、学校が行ういじめの防止等の取組に協力してください。

いじめ防止対策推進法第9条 より
(保護者の責務等)

○そして、いじめ防止対策推進法には、保護者の責務についても、書かれています。これも大きく分けて3つの役割があります。

○まずは、お子様がいじめを行わないようにご家庭での指導をお願いします。皆さんも、お子様に対して日頃から、「友達が嫌な気持ちにならないように考えて行動するんだよ」などと声をかけていることと思います。こうした声掛けが、いじめ防止につながると考えています。

○次に、お子様がいじめを受けているなと思ったら、いじめから守ってください。いじめの行為に対して一人一人の子どもがどのように受け取るかは人それぞれです。子どもに寄り添って、しっかりと言い分を聴いて子どもを守ってください。

○そして、国、教育委員会、学校が行ういじめの取組に協力をお願いします。

○ご家庭でのお子様の様子と、学校での様子をお互いに情報共有することがいじめの防止につながると考えています。

トピック 4 ネット上のいじめ

○このように、学校は、いじめの対応について、法律に従って取組を行っています。

○この法律の中で、ネット上のいじめについての条文があります。

○「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものでも、学校はいじめを積極的に認知し、解決に向けて取組を行います。

○しかし、ネットへの書き込み等は学校生活の場面で行われているわけではないので、いじめの証拠となる投稿が削除されたり、発信者の特定ができなかったりと、この対応については、保護者の協力が欠かせません。

○こうしたことから、法律でも学校の役割と、保護者の役割について決められています。

学校は、
児童生徒やその保
護者に、必要な啓
発活動を行います。

児童生徒又はその保護者は、
情報の削除を求めたり、発信者情報の開
示を請求したりするときは、必要に応じ、
法務局等の関係機関の協力を求めること
ができる。

いじめ防止対策推進法第19条 より
(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

○インターネットを通じて行われるいじめについても、学校に相談があった場合、積極的にいじめだと認知し、取組を行います。

○学校は、いじめの加害行為が止むように、いじめを行っている児童生徒を指導したり、いじめを受けた児童生徒を支援したりしています。

○しかし、インターネット上に掲載されている悪口を完全になくすることは難しい場合があります。また、加害行為としての書き込みを行っている人を特定することが難しい場合もあります。

○そのような時でも、インターネット上でいじめを受けた児童生徒又はその保護者であれば、インターネット上に書き込んだ悪口等の削除や、書き込みを行った人の情報の開示を求めて、法務局や警察などの関係機関に協力を求めることができます。

○拡散等の危険を防ぎ、インターネットによるいじめに悩んでいる子どもたちを守るためにも、早急な相談と、関係機関への協力要請が必要です。

トピック 5

いじめのサイン

- 最後に、いじめのサインについてです。
- 最初にも言いましたが、いじめは身体や生命に重大な危険を生じさせるものとして、子どもに関わる全ての大人が子どもが発する小さなサインを見落とすことなく、大きな影響を及ぼす前に適切な支援を始める必要があると考えています。
- そこで、保護者の方にも協力をしていただきたいと思います。自宅において見つけることのできる小さなサインの具 thểをお伝えしたいと思います。

「いじめ」を受けていませんか？

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 学校や友達の話題がへった。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 服が汚れていたり、やぶれていたりする。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

- まずは、いじめを受けているかもしれないという視点で子どもが発するサインです。
(シートを読む)
- などがあります。

「いじめ」をしていますか？

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。
- ☐ 言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 貰ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。
- ☐ おこづかいでは買えないものを持っている。

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○次に、わが子がいじめをしているかもしれないという視点でのサインです。

(シートを読む)

○などです。

「あれ？」もしかして思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめられている人が悪いわけではないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたも悪いところがある」
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

(文部科学省「いじめのサイン発見シート」より)

○そして、「あれ？」もしかして思ったら・・・
(シートを読む)

○そして、お子様がいじめについて話をしたら、まずは、「よく言ってくれたね。勇気を出してくれたね。」とお子様を認めて、嫌なことがあったらどこでもだれにでも相談できるんだという安心感を与えることが重要だと考えます。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

Ⅰ いじめの相談をすることができます。

- 「いじめ110番（広島市教育委員会）」
・・・082-242-2110
- 「ヤングテレホン広島（広島県警察）」
・・・082-228-3993
- 「こどもの人権110番（広島法務局）」
・・・0120-007-110
- 「こどもでんわそうだん（広島弁護士会）」
・・・090-5262-0874

Ⅱ 子ども・家庭に合わせた支援をします。

児童相談所・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

○そして、「あれ？もしかして」と思ったら、まずは学校に相談してください。

○ご家庭で聞いた内容を、できるだけ具体的に学校と情報を共有し、学校がキャッチしていることと合わせて、お子様が安心できる環境を整えていきましょう。

○また、その他にも、教育委員会や警察など、子どもやその保護者が抱える様々な悩みに対して相談できる機関があります。

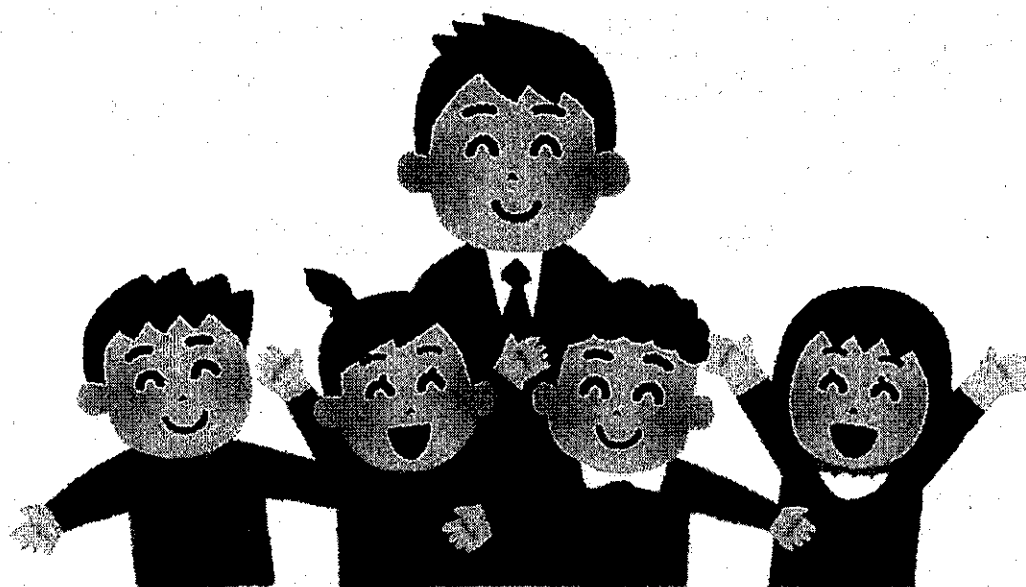
○子どもを守るのは、保護者だけでなく、学校だけでもありません。私たち大人がみんなで、社会全体で守るものです。○心配なことがあったら、ささいなことでも結構です。まずは相談してください。

○そして、皆さんの大切なお子さんの笑顔を守るために、私たち大人が協力し合って対応していきましょう。

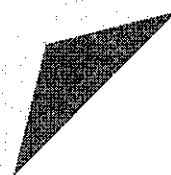
一認め支え合う学級の実現に向けて一

支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック

「学校実践編Ⅱ」



令和6年3月
広島市教育委員会



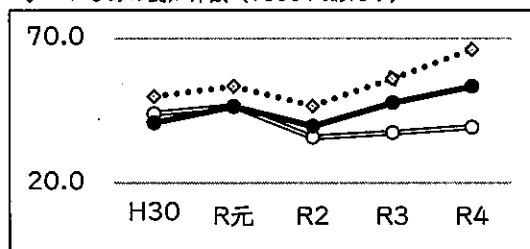
～はじめに～

右の図は、広島市における小・中・高等学校のいじめの認知件数と暴力行為発生件数の推移を示しています。

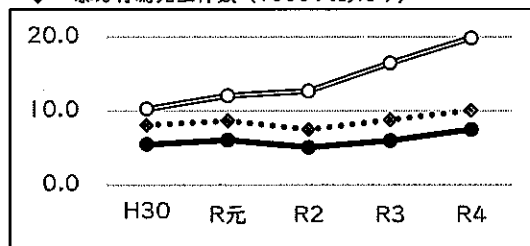
グラフから、どちらも増加傾向にあることが分かります。

いじめの認知件数の増加や、暴力行為発生件数増加の要因としては、次の2つが考えられます。

◆ いじめの認知件数（1000人あたり）

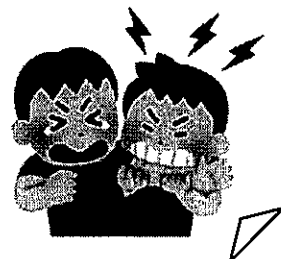


◆ 暴力行為発生件数（1000人あたり）



○—○ 広島市 ...◆... 指定都市 ●—● 全国

1. 学校として、ささいないじめ行為や暴力行為を見逃さないようになった。
各学校が、「いじめ見逃しゼロ」を目指して、いじめの積極的な認知を進め、ささいなケースについても「叩いたり蹴ったりする」等の行為があった場合、適切に、いじめ行為を認知するとともに、暴力行為としても報告するようになった。
2. コミュニケーション不足により児童生徒のストレスが増加した。
新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る様々な制限により、児童生徒が直接やりとりする機会等が減少し、自分の思いを伝えることや他者の考えを聞く等、うまくコミュニケーションができないことが大きなストレスとなり、児童生徒間のトラブルが増加した。



いじめ行為や暴力行為への対策は、件数の増減にのみとらわれることなく、「見逃しゼロ」を目指して対応するとともに、予防に向けて取り組むことが重要です。

特に、令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導として、次の2つの視点が示されています。

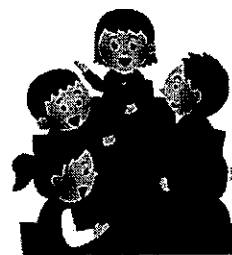
安全・安心で
お互いを尊重し合う
校内の雰囲気づくり

暴力行為をしない人に
育つことを意識した
働きかけ

まさに、支持的風土の醸成された学級づくりに向けた取組の推進が大切であること、そして、「道徳教育」や「人権教育」の他にも、日々の挨拶、声かけ、対話などを通して、コミュニケーション力を身に付けることで、他人に配慮しながらも自分の言いたいことを伝えられるようになり、ストレスをためず、怒りをコントロールできるようになることが期待できると示されています。

こうした力を付ける機会は全ての教育活動の中で働きかけることが大切で、特に、集団活動を基盤とする特別活動は、生徒指導の目的を実現するために中心的な役割

を果たします。そして、生徒指導提要の中では、「特別活動の児童会・生徒会活動」について、その活動の役割や意義と生徒指導の関係について次のように述べられています。



- ① 異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶ教育活動である
- ② より大きな集団の一員として、役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶ教育活動である
- ③ 自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶ教育活動である

以上のことを踏まえ、本ハンドブックでは、支持的風土の醸成に資する児童会・生徒会活動について、各学校の好事例を掲載しています。各学校の支持的風土の醸成された学級づくりの更なる推進に向けた取組の計画、運用にあたって、随時活用してください。

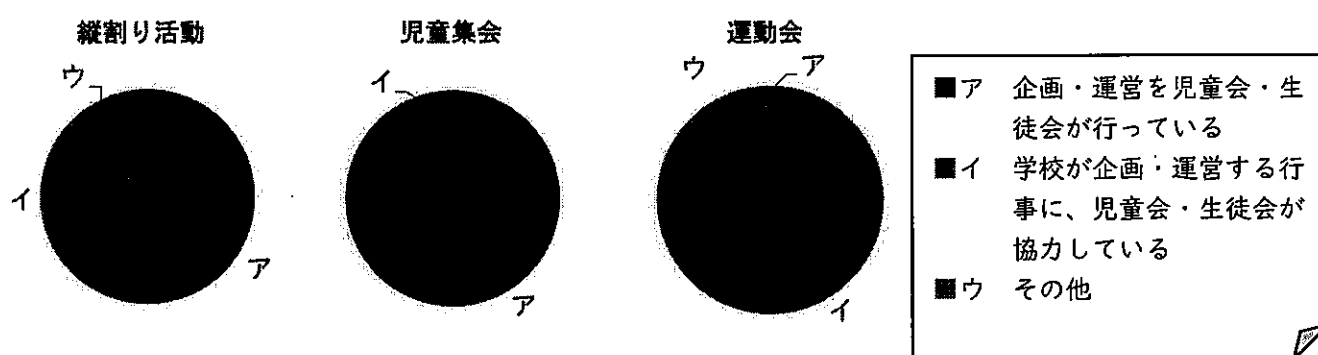
／（参考）広島市の児童会・生徒会に係る取組について

現状として、児童会・生徒会活動を行う上で、各学校の実態に応じて「計画から運営まで児童会・生徒会が行う場合」と、「学校が計画・運営する学校行事へ協力する場合」があります。

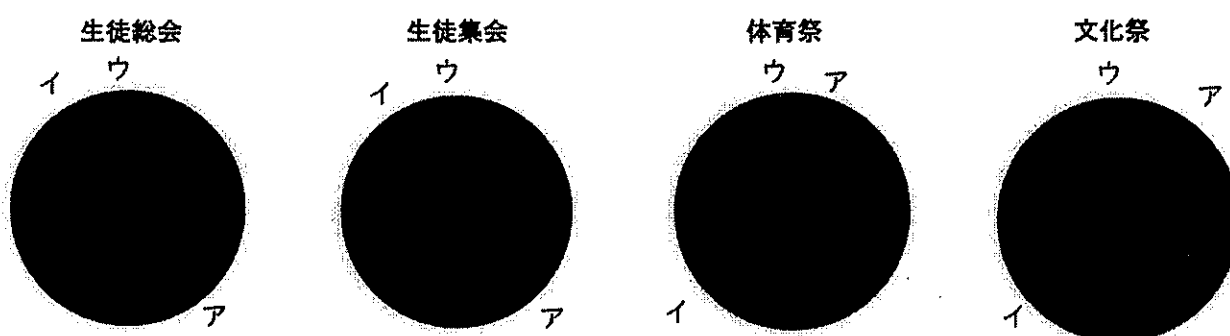
以下は、広島市の児童会・生徒会活動の各教育活動における関わりの状況（令和5年度）です。

教育活動における児童会・生徒会の関わり

◆小学校



◆中学校



また、児童会・生徒会の組織づくりについて、どのように組織を作るのかは、「自主的な態度の在り方を学ぶ」という視点で大変重要です。

学習指導要領では、児童会・生徒会の組織づくりについて次のように述べています。

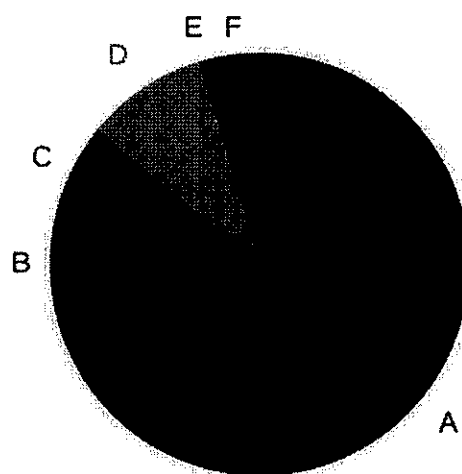
児 童 会	生 徒 会
各学級の代表である代表委員が主体となり互選によって組織することは望ましいことである。 また、児童会の役員等を児童の投票によって選出することも考えられる。	生徒会規則等に則って、公正な選挙等により選出されることが望まれる。 また、生徒自らが、選挙管理規則等に従って役員選挙等を運営することにより、生徒会活動は、自治的な活動であるということを一層自覚することになる。

実際、令和5年度、小学校では、各学級内で各委員会の委員を決め、児童会として活動している学校がほとんどでした。

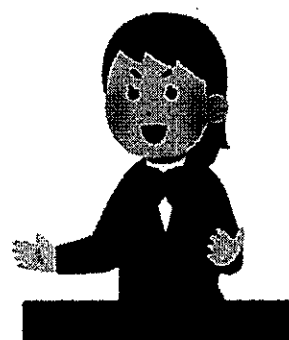
また、中学校では、ほぼすべての学校が、「生徒会規則」、「選挙管理規則」を定め、各規則に沿って生徒会の組織を決定していました。各学校における生徒会役員や生徒会執行部の選出方法は、大別すると、次のA～E5つの方法に分けられます。そこで、各中学校における生徒会の組織づくりについて実態をまとめたところ、次のようになっていることが分かりました。

中学校における生徒会の組織づくり

- A：生徒会役員、生徒会執行部を、それぞれ1名ずつ選挙で決める
- B：生徒会役員を、それぞれ1名ずつ選挙で決める
- C：生徒会長のみ選挙で決める
- D：生徒会役員、生徒会執行部に必要な人員を選挙で決めて、後から役を決める
- E：生徒会役員に必要な人員を選挙で決めて、後から役を決める
- F：その他



※ 「生徒会役員」とは、生徒会長、生徒会副会長、書記などで、
「生徒会執行部」とは、各委員会の委員長（生活委員長、図書委員長、保健委員長など）としています。



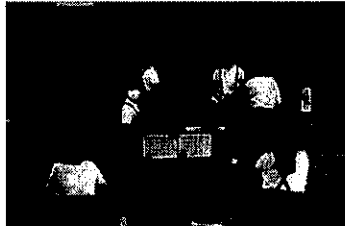
① 児童会によるいじめ防止の取組

高南小学校

〈いじめ防止宣言〉

児童が学校生活の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにするとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現しようとする態度を養う。

いじめ防止宣言の策定から振り返りまで

	児童会	代表委員（各学級）
年度初	代表委員会で、児童会が「いじめ防止宣言」を考えるよう呼びかける。  全校集会で、各学級の「いじめ防止宣言」を発表する。 	各学級で「いじめ防止宣言」の案を出し合い、まとめる。  各学級の宣言を、教室内と校長室前の廊下に掲示する。（児童が作成する）
前期末	 全校集会で、中間報告を行う。	各学級で、宣言に対する振り返りを行い、後期に向けた重点取組を決める。必要に応じて宣言を更新する。
年度末	全校集会で、最終報告を行う。	各学級で、宣言に対する1年間の振り返りを行う。

Point

- 全担任が、例えば、年度初めに学級目標を決める際にも、「いじめ防止宣言」があることを見通して「どのような学級にしていきたいか」「どのような1年間にしたいか」等を問いかけるなど、児童会の取組を理解し、1年間の流れを踏まえた学級経営をすることが大切です。
- 様々な教育活動の中で、目標を設定する活動や振り返る活動を児童が主体となって取り組み、合意形成を図ったり意思決定したりするために、学級会は代表委員に、全校集会などは児童会に、企画、運営を任せることが大切です。
- 児童が主体的に取り組む雰囲気をつくるために、日々の生活の中で各学級の目標を意識できるよう、掲示物や日々の児童への言葉がけを工夫する。

② 児童会によるいじめ防止の取組

井口小学校

〈いじめ防止カルタ〉

毎年、児童会が主体となったいじめ防止の取組を行っています。

令和5年度は、児童会の呼びかけにより「いじめ防止カルタ」を全校で作りました。

Point

代表委員会だより 井口小児童会

いじめ防止カルタ

〈目的〉

・クラスみんなで、いじめ防止についてのいしさを高め、仲を深めること。

〈カルタの作り方〉

・クラス全員でいじめ防止にかんするカルタをつくらせてください。

・絵柄は、競みずしにかんする絵をかいてください。

(絵柄は競みずしにしてください)

・色えんぴつやペンで描いてください。

・競みずし、絵柄は各クラス1文字につき36セットつくってください。

・カルタができたら6-1へ提出してください。

〈抽選の順序〉

〈ルール〉

・できたカルタを競みずしで読んでください。

・抽選の順序でやってみてください。

〈カルタの抽選期間〉

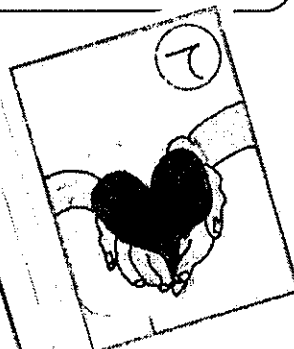
・期間は9月25日～10月6日までです。

〈カルタの抽選日程〉

1年生	10月23～10月28日
2年生	10月30～11月2日
3年生	11月6日～11月10日
4年生	11月13日～11月18日
5年生	11月20日～11月24日
6年生	11月27日～12月1日

1-1	4-3
1-2	4-4
1-3	4-5
1-4	5-1
1-5	5-2
2-1	5-3
2-2	5-4
2-3	5-5
2-4	5-6
2-5	6-1
3-1	6-2
3-2	6-3
3-3	6-4
3-4	6-5
3-5	6-6
4-1	6-7
4-2	6-8

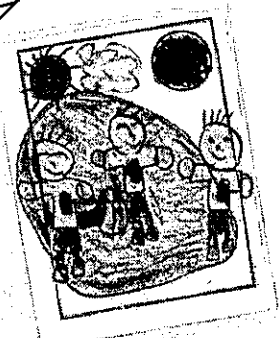
てのなか
やさしい
気持ち
だれにでも



なかな
ぼくもわたくしも
ついでるよ



いば
ともだち
つくろうよ



③ 縦割り班活動

可部南小学校

〈縦割り図画制作「みんなで旅行！」〉

児童会が計画や運営を行う活動において、学年の異なる児童と楽しく交流を図ることを通して、次のことを目指します。

- ・ 多様な他者との協働の仕方を身に付ける。
- ・ 集団で話し合い、合意形成を図ることができるようにする。
- ・ 人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深める。

縦割り班で作品を作り、学校行事の「可部南キッズ美術館」に展示

1 児童会による企画

「可部南キッズ美術館」の縦割り班のスペースに何を展示するのかを児童会で企画する。

2 代表委員によるクラス説明

児童会で企画した「縦割り図画制作『みんなで旅行！』」を、各クラスの代表委員が各クラスで説明する。

各学級では、自らの姿絵を描き、切り取っておく。



3 「みんなで旅行！」当日

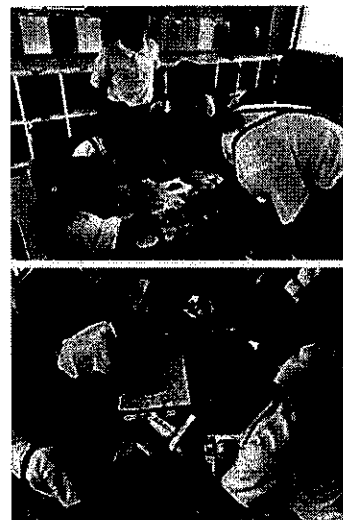
- ① 縦割り班で、各児童が作成した姿絵を持ち寄る。
- ② 縦割り班で作成する作品のテーマを全員で話し合い、テーマに沿った背景等を画用紙に描く。
(6年生がリーダーシップをとり、低学年の児童も楽しめるテーマにする。)
- ③ みんなで描いた絵に、班のメンバー全員の姿絵を貼り、作品を完成させる。

4 「可部南キッズ美術館」当日

各学年の作品とともに展示・鑑賞する。



- 6年生に対して、縦割り班でのテーマ設定の際に低学年児童との合意形成をするための留意点等について事前指導する。
- 児童一人ひとりが集団の形成者として自主的、実践的に取り組むことができるよう意識し、学校全体で取り組むようにする。
- 縦割り班での話し合いを充実させるために、日頃から学級内での話し合い活動の充実を図る。(可部南小学校では、学級会での話し合い活動を大切にしています。詳細は、支持的風土の醸成された学級づくりのためのハンドブック「学校実践編」(令和5年3月)の6ページを参照してください。)



④ 生徒会によるいじめ防止に向けた授業

宇品中学校

〈いじめをなくすための授業〉

身近な生活の中でいじめにつながる行動に気づき、いじめをなくすために自分たちに何ができるかを生徒自身が主体的に考えるとともに、いじめを許さないという思いを共有する。

指導案作成～授業～まとめの発表（文化祭での展示）までの流れ

実施月	実施内容	生徒会	代議員会
7月	教員は、生徒会役員に指導案作成から授業までの流れ（各教員への提案等も含む）について説明する。		
夏休み	指導案の作成 ※1	○	
8月	生徒活動部会（教員）へ提案	○	
	企画委員会（教員）へ提案	○	
※2	代議員会へ提案	○	
	代議員相手に模擬授業 ※3	○	○
	各学年会（教員）へ説明	○	
9月	生徒朝会で実施の予告	○	
	授業 ※4		○
	アンケート集計 ※5		○
	生徒会執行部でまとめ	○	
10月	生徒朝会でまとめの発表	○	
	文化祭で展示	○	○

注1 「生徒活動部会」「企画委員会」「各学年会」は教員で構成された組織です。

注2 「代議員」は、クラス代表で、「代議員会」は、各クラス代表で構成された組織です。

注3 「生徒会役員」「生徒会執行部」は、本冊子3ページを参照。

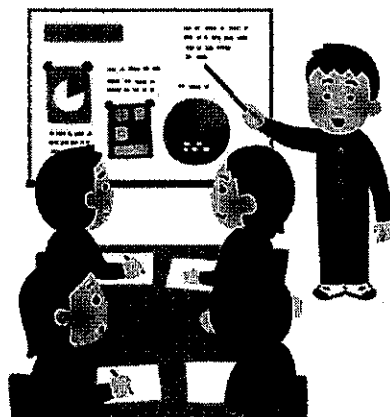
※1 いじめを防止するために、生徒が主体となって授業を行うことの意義を生徒会執行部と共有する。

※2 教員は、なるべくコーディネートに徹し、生徒の主体性に任せる

※3 代議員へ説明する際、※1での「生徒自身がいじめを防止するために行動することの大切さ」を執行部が語れるように事前指導する。

※4 実際の授業の時は、代議員が授業を行い、教員は、原則、介入しない。

※5 生徒朝会でのまとめの発表や、10月の文化祭での展示発表を通して、学校全体で「いじめの防止」に向けて取り組んだことを分かち合う。



⑤ 生徒会によるいじめ防止の取組

庚午中学校

〈BIG HEART プロジェクト〉

庚午中学校生徒会では、「いじめ撲滅運動」とボランティア活動を「BIG HEARTプロジェクト」と呼び活動をしている。

その内、「いじめ撲滅運動」の取組では、SDGsの、「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の2つの目標の観点からも、身近な平和として取り組んでいる。

「いじめ撲滅宣言」 3つの柱

「なくそう」宣言

～ささいなことから、いじめは生まれる～

「しよう」宣言

～もっと増やそう、プラスのストローク～

「助けを求めよう 助けよう」宣言

～話してくれた人、書いてくれた人、本人は絶対に守ります！～

「なくそう」宣言

～ささいなことから、いじめは生まれる～

- なくそう、自己中心的な気持ち
- なくそう、相手の嫌がる「面白半分」
- なくそう、心を傷つける言葉の暴力
- なくそう、周りに流される弱い自分
- なくそう、いじめが起きる雰囲気
- なくそう、一人ぼっち

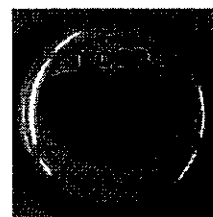
※2010年に生徒会で採択している。

活動の流れ

- 1 生徒総会に向けて、各学級で、「いじめ撲滅宣言」の改正の必要があるかどうかを検討する。
- 2 各学級での検討結果を基に、生徒総会で、その年の「いじめ撲滅宣言」を採択する。
- 3 採択された「いじめ撲滅宣言」は、各学級で、代議員が署名を呼び掛ける。
- 4 生徒会は、署名した生徒に対し、「なくそう宣言」が書かれたカードと「ブルーリボン」を配付する。
- 5 生徒は、「ブルーリボン」を基準服に付ける。



- 庚午中では、宣言の採択から署名までの活動を10年以上続けた結果、その活動が伝統となっている。
- 生徒総会で、宣言を採択するだけでなく、署名を生徒に呼びかけ、「ブルーリボン」を配付することで、一人ひとりの意識向上を図る。
- ボランティア活動では、10回以上のボランティア活動を行った生徒に缶バッジを配付しています。



⑥ 校則の見直しについて

落合中学校

校則の見直しの過程に生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

生徒指導部（教員）から生徒会（生徒）へ、校則の見直しの依頼

【依頼内容】

1 校則の見直しにあたっては、以下の範囲を逸脱しない

- ① 自己・他者の学習の妨げとならない
- ② 学校で生活する人の健康・安全に最大限配慮している
- ③ 他者の権利や公共のマナーを考えられる校則である

2 校則の見直しにあたっては、以下に留意すること

- ① 社会通念上合理的な理由があるか
(理由が説明できるか)
- ② 落合中の教育目標から外れていないか
- ③ 保護者や地域の理解を得ることができるか
- ④ 少数派の意見も大切にしているか

3 見直しのスケジュール

夏休み中	生徒会執行部で見直すべき校則の選定
9～11月	生徒会執行部会で検討
12～1月	学校運営協議会やPTAから意見をもらい、再度検討
2月	職員会・評議員会で提案、各学級で採決

注 「生徒会執行部」は、P.3を参照

注 「評議員会」は、P.7の「代議員会」と同義

- 校則の見直しの依頼を文書で渡すことで、生徒会は主体的に責任感を持って実行することが期待できる。
- 生徒会による、地域（学校運営協議会）や保護者（PTA）への説明機会を設けることでさらに効果的な取組となる。
- 校則の見直しは、毎年度行い、絶えず見直していくことで、児童・生徒の実態や、その時代の社会背景に沿った校則となる。

令和5年度「いじめ問題24時間電話相談窓口」カード

(外面)



山折り線

折り曲げてください

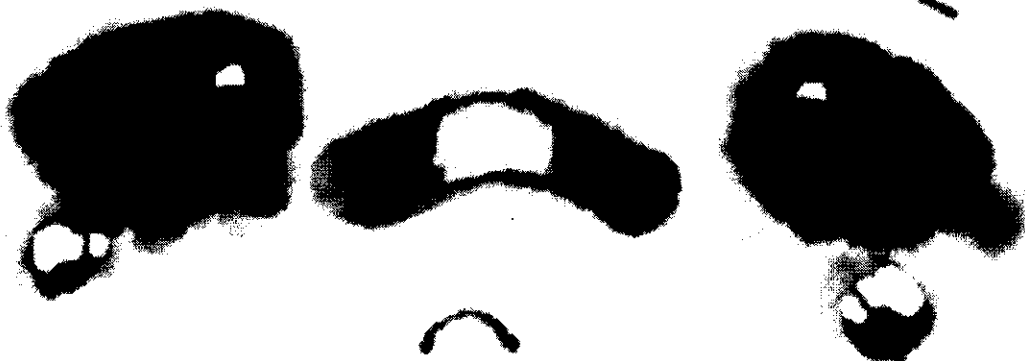
(内面)



谷折り線



ここがSOSを感じたら



24時間
いつでも

広島市青少年総合相談センター内

いじめ110番

あらゆる「子どものSOS」に関する相談電話です

0120-0-78310

082-242-2110

※どちらにかけても「いじめ110番」につながります

広島市のHPからも相談できるよ
「子どものいじめに関する情報提供窓口」

広島市 子どものいじめ

検索 Q



LINEで相談窓口

親子のための相談LINE
厚生労働省 広島市

☎ 0120-0-78310

※平日・夜間・年末年始・お盆



こころのライン相談
●広島県

☎ 0120-0-78310



その他の相談窓口紹介(電話・SNS)

厚生労働省「なもろうたて」

検索 Q

☎ 電話で相談窓口

24時間いつでも

相談窓口

【厚生労働省】虐待対応ダイヤル

☎ 189(いちばやく)

※近くの児童相談所につながります

【広島県教育委員会】子どもの人権110番

☎ 082-271-110

☎ 0120-007-110

※平日・夜間・年末年始・お盆・お正月

【広島弁護士会】子どもいじめ支援センター

☎ 090-5262-0874

☎ 090-5262-0874

※平日・夜間・年末年始・お盆・お正月

NPO法人ひろしまチャイルドライン

☎ 0120-99-7777

☎ 0120-99-7777

※年末年始・お盆・お正月



24時間いつでも

【広島県教育委員会】ヤングテレホン広島

☎ 082-228-3993

24時間いつでも

【広島県教育委員会】広島市児童相談所

☎ 082-263-0694

24時間いつでも

【広島県教育委員会】社会福祉法人広島いのちの電話

☎ 082-221-4343

【112】広島県に緊急通報センター
※24時間いつでも相談できます。